

国民健康保険は健康を守る助け合いの制度です

国民健康保険は、加入者の皆さんのがをしたときに備える制度です。

国保加入者の医療費は、本人が医療機関の窓口で支払う一部負担金を除き、残りを国保が支払っています。この仕組みのおかげで、医療費の一部を負担するだけで医療を受けることができます。

● **国保税はこんなことに使われてます**

- ・診察や治療、薬や注射などの処置、入院および看護などの医療費の一部
- ・入院中の食事代の一部
- ・出産育児一時金
- ・葬祭費

● 資格の届け出はお忘れなく

国保税は加入の届け出日からではなく、国保加入の資格を得た月から課税されます。そのため、加入の届け出が遅れると、加入資格を得た月までさかのぼつて課税されます。また、国保をやめる時は、やめる月の前月までの月割りで計算し国保税を納めます。国保をやめる届け出をしないと、保険料と国保税を二重に納めることになってしまいます。

国保税を滞納すると、高額医療費の限度額認定証の交付を受けられなかつたり、いつたん医療費を10割負担することになる「特別療養費制度」の対象となる場合もあります。

● **国保税の納付は便利で安心な□座振替がおすすめです**

国保税は、納付書か□座振替で納付することができます（世帯内の国保被保険者すべてが65歳以上の人で、一定の要件を満たすと年金からの天引きになる場合があります）。

□座振替を希望する場合は、指定の金融機関で手続きをお願いします。便利で安心、確実な□座振替をぜひ利用しましょう。

● **「医療費のお知らせ」が確定申告で使用できます**

2月13日（金）から始まる確定申告に、国保から送付している「医療費のお知らせ」が使用できます。「医療費のお知らせ」は再発行できませんので、大切に保管されますようお願いします。

▼お問い合わせ先

町住民生活課

☎ 096-234-1113

令和6年度御船甲佐クリーンセンターごみ処理実績

令和6年度における、御船甲佐クリーンセンターへのごみ搬入量は、合計で7,278トンでした。

前年度と比べて209トンの減少となりました。ごみ搬入量の品目別の内訳については、表1「ごみ搬入量」のとおりです。

表2「資源物搬出量」に記載している品目については、御船甲佐クリーンセンター内で中間処理し、資源物回収業者に売却または再資源化を委託しています。資源ごみ売却に伴う収益は、10,675千円でした。この収益につきましては、御船甲佐クリーンセンターの運営資金に充てられています。

表1 ごみ搬入量

種別	排出量 (トン)
可燃ごみ	6,162
資源ごみ	538
粗大ごみ	167
直接持ち込み	411
計	7,278

※上記数量は甲佐町と御船町の合算です。

表2 資源物排出量 ※網掛けは売却品目

品目	排出量 (トン)	品目	排出量 (トン)	品目	排出量 (トン)
空き缶	40	段ボール	91.4	牛乳パック	2.4
新聞紙	63	雑誌	47.7	古着	24
紙製容器包装	12.3	小型家電	7.4	廃食油	5.2
粗大金属	153	ペットボトル	51.04	乾電池	5
空きびん	127	蛍光管	1.3	食品トレイ	2.3

【お問い合わせ先】

- ・御船甲佐クリーンセンター ☎ 096-282-0688
- ・町環境衛生課（町水道管理センター内）☎ 096-234-1169

20歳になつたら国民年金に加入しましょう

● 国民年金は支え合いの制度です

国民年金は、老後や障がいを負ったときの生活を、現役世代のみんなで支えようという考え方で作られた仕組みです。

具体的には、20歳から60歳までの人々が加入し、国民年金保険料を納め続けることで、老後や病気・けがなどで障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなつたときに、年金を受け取ることができる制度です。

● 国民年金保険料免除・猶予制度

国民年金保険料の納付が経済的に困難な場合、保険料の納付が「免除」または「猶予」される制度があります。

また、学生の人は一般的に所得が少ないため、本人の所得が一定額以下の場合は、保険料の納付が猶予される学生納付特例制度があります。

免除または猶予を希望する場合は、申請が必要です。

● 保険料は期限までに納めましょう

国民年金保険料を未納のままにしておくと、将来やいざというときに年金が受け取れないことがありますので、保険料は必ず期限までに納めましょう。

国民年金のご相談・手続きについては、町住民生活課または熊本東年金事務所へお問い合わせください

▼お問い合わせ先

・町住民生活課

☎ 096-234-1113

国民年金の被保険者は3種類
国民年金には、職業などによって3つの被保険者の種類があります。

学生や自営業の人などが加入する第1号被保険者、会社員や公務員などが加入する第2号被保険者、第2号被保險者に扶養されている配偶者が加入する第3号被保険者の3種類です。

それぞれ加入手続きや納付方法が異なりますので第1号被保険者は住民生活課へ、第2号または第3号被保険者は熊本東年金事務所にお尋ねください。

・ 熊本東年金事務所
☎ 096-367-8144

令和8年度甲佐ブランド「こうさんもん」新規認定申請品を募集します

町では、令和8年度登録の甲佐ブランド「こうさんもん」新規認定申請品を募集します。

「甲佐ブランド『こうさんもん』認定制度」は、本町の豊かな自然の中で育った農作物や加工品などの魅力ある商品を町のブランド品として認定し、町や甲佐町商工会などが応援することで本町の活性化を目指すものです。

●認定基準

- ①本町らしさを表現している商品であること（名称やデザインなど本町を表現するもので、イメージアップにつながる商品や、主原料または一部に本町産のものを使用していること）
- ②商品に独自性・優位性があること（ほかの産地や類似商品と比較して、商品の特性に独自のこだわりがあること）
- ③安全性・生産性・販売体制・認定後の意欲が整っていること

●申請者の条件（申請者は次の①～③のいずれかの条件を満たすものとします）

- ①個人の場合 町内在住かつ町内に生産もしくは製造拠点が存在すること
- ②法人の場合 町内に生産もしくは製造拠点が存在すること
- ③その他、町長が認めたもの

●申請期限 令和8年1月30日（金）午後5時

●認定審査会 令和8年2月（予定）

※詳細は、町地域振興課にお尋ねください。



【申請・お問い合わせ先】
町地域振興課 ☎ 096-234-1154



町税務課
096-2
(内線112)

096-2341110

▼お問い合わせ先
担当者名
担当課名



なお、10キロワット以上の太陽光発電設備も固定資産税の対象となりますので、申告が必要となります。

▼本年度の提出期限

令和8年2月2日（月）

詳細は、町公式ウェブサイトを

▼本年度の提出期限
令和8年2月2日

た申告書を田税務課に提出してください。

令和8年1月1日（木）現在で償却資産を所有する人は、期限までに資産の種類・取得価格などを記載し

る構築物、機械、器具、備品などを償却資産といい、固定資産税が課税されます。

などの経営をしている人や不動産業で駐車場やアパートなどを貸し付けている人がその事業のために所有す

償却資産の申告は
2月2日(月)までに

（内線115）
熊本東税務署
096-369-5566

緑川改修事業の促進について要望活動を行いました



▲金子国土交通大臣に要望書を手渡す甲斐緑川改修期成会会長（写真中央）

10月27日（月）、本町を貫流する一級河川・緑川をはじめとする緑川水系の治水対策などの事業や管理を行う国土交通省に対して、緑川改修期成会（甲斐高士会長）が、令和7年8月に発生した水害による、緑川の堆積土砂や流木の撤去や堤防の整備などの河川整備促進について要望活動を行いました。

甲斐会長は「令和7年8月の水害につきましては、貴省をはじめ関係機関の迅速かつ的確なご支援をいただき、感謝申し上げます。今後も激甚化する水災

害に対し、緑川水系の防災・減災・国土強靭化のための対策は重要です。地域の皆様の生命・財産を守り、安全・安心な地域づくりのために、早期整備の促進をお願いいたします」と述べ、金子恭之国土交通大臣に要望書を手渡しました。

▶ 緑川改修期成会の主な要望内容（本町関連）

- ①令和7年8月豪雨被害により堆積した土砂や流木の除去
 - ②船津地区防災ステーション整備および築堤事業の推進
 - ③国、県および沿川市町が連携して検討する緑川の特性を踏まえたハード・ソフト対策の着実な推進
 - ④緑川におけるかわまちづくり支援制度の継続的な推進と沿川自治体が実施する事業への協力支援
 - ⑤内水対策に伴う排水機場および排水ポンプの整備の協力支援
 - ⑥熊本甲佐総合運動公園の災害復旧および浸水対策への支援

traffic safety

事件・事故件数

種 別	発生件数	
	11月	年累計
人身事故	0	12
物損事故	11	179
盜難など	0	7

fire prevention

出動火災件数

種 別	発生件数	
	11月	年累計
家 屋	0	0
原 野	0	3
そ の 他	0	0
合 計 件 数	0	3

町税などの滞納処分(11月分)

種 別	件数・金額など
搜 索	0 件
差し押さえ件数	8 件
公 売 回 数	0 回
公 売 件 数	0 件
滞納処分関連収入	193,139 円

お知らせ

町職員を追加募集します

町では、令和8年4月1日採用予定の職員を追加募集します。

募集職種

- ・一般事務（高卒程度）2人程度
- ・土木（高卒程度）1人程度
- ・保健師（資格免許職）2人程度
- ・学芸員（資格免許職）1人程度
- ・申し込み受付期限



試験日

令和8年1月8日（木）午後5時

令和8年1月25日（日）

※詳細は町公式ウェブサイトをご覧
いただきか、町総務課までお問い合わせください。

お問い合わせ先

096-234-1140

水道管の凍結・破裂に ご注意ください

寒波により最低気温が0度を下回ると水道管が凍結し、破裂する恐れがあります。凍結を防ぐために屋外の露出した水道管や蛇口には、布や保温材を巻きつけるなどの対策を行いましょう。

水道管が凍結したら

凍った部分に布やタオルをかぶせ、ぬるま湯をゆっくりかけてください。熱湯をかけたり無理な力を加えると破損の原因となります。

水道管が破裂したら

メーターボックス内のバルブ（正面に掲載している町指定給水装置工事事業者に修理を依頼してください。

お問い合わせ先



096-234-0755

町環境衛生課

096-234-0755

令和8年4月から 休日当番医が変わります

これまで、町内医療機関で日曜日と年末年始に行われてきました休日当番医が、令和8年4月から次のとおり変更されます。

町総務課

変更内容

- ・令和8年3月29日（日）まで
町内の医療機関のうち、1か所が休日当番医として開院
- ・令和8年4月5日（日）から
上益城郡内5町の医療機関のうち、3か所が休日当番医として開院

お問い合わせ先

096-234-1154

農業者年金に加入しませんか

農業者年金は、農業に従事する人

在宅当番医について

紙、熊本日日新聞（新聞当番医掲載一覧）、上益城郡医師会ホームページ、町公式ウェブサイトに掲載されます。「ご不便をおかけする場合がありますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

096-235-8711

町健康推進課

「緑川スポーツフェスタ」 中止のお知らせ

例年3月に開催している「緑川スポーツフェスタ」について、今年度の開催を中止することといたします。

た。これは、令和7年8月に発生した豪雨により、町内での人的被害や浸水、土砂崩れなど甚大な被害が生じたためです。被災された町民の皆様の早期復旧・復興を最優先に考えた結果、このような判断に至りました。ご理解のほど、よろしくお願ひ申上げます。

保険料の国庫補助

認定農業者で青色申告をしている人や、申告者と家族経営協定を結んだ配偶者・後継者など要件を満たす人は、保険料の支援が受けられます。

お問い合わせ先

町農政課

096-234-1176

令和8年度開始 「子ども・子育て支援金制度」

令和8年度から始まる「子ども・子育て支援金制度」は、全世代や企業の皆さんから支援金を拠出いただき、それにより子育て世帯を社会全

が加入できる年金制度です。

自ら積み立てた保険料とその運用益により将来受け取る年金額が決まる「積立方式（確定拠出型）」の年金で、保険料は自由に選べ、いつでも見直しできます。また、支払った保険料は全額が社会保険料控除の対象となります。

農業者老齢年金は、原則65歳から生涯受け取ることができます。

対象者

20～59歳の国民年金第1号被保険者（国民年金保険料納付免除者を除く）または60～64歳の国民年金の任意加入者で年間60日以上農業に従事している人

体で応援する仕組みです。

拠出された支援金は、少子化対策を促進するために、児童手当の拡充、妊娠のための支援給付、育児時短就業給付などさまざまな施策に充てられます。

支援金制度の必要性や意義、概要については、こども家庭庁のホームページをご参考ください。

▼開始時期

支援金は令和8年4月分からの皆さんのが加入する医療保険（国民健康保険、後期高齢者医療保険、健康保険）の保険料（税）と合わせて、ご負担いただくこととされています。

実際に徴収が開始される時期は、加入する医療保険によって異なります。本町においても令和8年度から導入をすすめています。

▼お問い合わせ先



☎ 096-234-1113

「ふるさと応援チケット」の利用期限が近づいています

「ふるさと応援チケット」の利用期限は、令和8年1月13日（火）です。利用期限を過ぎると、利用できなくなります。お忘れのないよう必ず期限内に利用してください。

▼お問い合わせ先

町地域振興課

☎ 096-234-1154

陸上自衛隊高等工科学校生徒を募集します

上白衛隊高等工科学校生徒を募集しています。詳細は、宇城募集案内所にお尋ねください。

▼応募資格

男子で中卒（見込含）15歳以上17歳未満の者

▼受付期限

令和8年1月15日（木）

▼一次試験日

令和8年1月24日（土）・25日（日）

▼二次試験日

令和8年2月12日（木）～15日（日）のいずれか1日

また、自衛官候補生も年間を通じて募集していますので、詳細については、自衛隊熊本地方協力本部のホームページをご確認ください。

▼お問い合わせ先

宇城募集案内所

☎ 0964-23-2047

「広域的なスポーツ振興」がテーマのシンポジウムを開催

県では、県知事と市町村長とで地域の未来像を描き、その実現に向けた取り組みを進めるため、地域未

創造会議を開催しています。

このたび、木村県知事と上益城郡5町長が、上益城地域の広域的なスポーツ振興について語るシンポジウムを行います。

参加希望の方は、二次元コードまたは電話にてお申し込みください。

▼開催日時

令和8年2月4日（水）午前10時～正午（受付は9時30分から）

▼会場

嘉島町民会館・ホール

▼基調講演

・演題
「スポーツを起点としたまちづくりを考える」

・講師

一般社団法人ツノスポーツ「ミツ

シヨン代表理事 石原英明氏

▼パネルディスカッション

・コーディネーター
木村県知事

・パネリスト
・御船町長、嘉島町長、益城町長、
甲佐町長、山都町長、
・アドバイザー
石原英明氏

▼定員

100名（先着順・発言不可）



くらし安全

▼お問い合わせ先

上益城地域振興局総務振興課
☎ 096-282-3044

1月10日は110番の日

1月10日は、「110番の日」です。
110番通報する際は、「何が
あったのか（事件か事故か）」、「い
つ」、「どこで」、「犯人の人相、着衣、
逃走方向、車の特徴」、「被害の状況、
被害品」、「あなたの住所、氏名、電
話番号」などを落ち着いて係員にお
話してください。

携帯電話の場合は途切れることが
ありますので、必ず立ち止まってか
らの通報をお願いします（車などの
運転をしながらの通話はできませ
ん）。また通報場所の市町村名と目
標物などを正確に伝えてください。
通話終了後は、110番センター
から不明な点をお尋ねする場合があ
りますので、しばらく電源を切らな
いでください。最後に非通知の人は、
電話番号を伝えてください。

▼お問い合わせ先

御船地区防犯協会連合会
☎ 096-282-1110